

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-29)

施策名	目標6-1 環境リスクの評価					
施策の概要	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価					
達成すべき目標	①一般環境中の化学物質の残留状況を調査し、基礎資料として施策の策定に活用する。 ②化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 ③化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	5,136	5,061	5,065	5,631
		補正予算(b)	1,298	1,302	866	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	6,434	6,363	5,931	-
執行額(百万円)	6,074	6,075	5,839	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	①化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	○
		-	53	88	77	94	89	80	
	年度ごとの目標値	-	80	80	80	80	80	-	
	②環境リスク初期評価実施物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		16年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	○
		-	14	18	22	15	12	14	
	年度ごとの目標値	-	14	14	14	14	12	-	
	③内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数(累積)	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	○
		-	107	114	132	155	175	200	
	年度ごとの目標値	-	60	80	100	120	140	-	
	④子どもの健康と環境に関する全国調査の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	44年度	○
		-	参加者登録の終了及び追跡調査の実施	追跡調査の実施及び詳細調査、化学分析の開始	追跡調査、詳細調査及び化学分析の実施	参加者追跡率(97%)	参加者追跡率(96%)	全国10万人のデータ解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	参加者のフォローアップ及び化学分析の進捗	参加者のフォローアップ及び化学分析の進捗	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠)	①化学物質環境実態調査では、平成29年度に89物質・媒体について調査を実施したことをはじめ、直近5年間の実績値として目標値を上回っているため。 ②環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、12物質について環境リスク初期評価を取りまとめ、公表し、目標を達成した。 ③化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえた評価対象物質の選定数について、平成28年6月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2016—」(EXTEND2016)で設定した目標を達成した。 ④フォローアップ状況を示す指標である追跡率を高値で維持できており、化学物質の分析も進捗しており、目標を達成した。
	施策の分析		①化学物質環境実態調査の結果については、調査要望を受けていた省内の化学物質規制等の施策を行っている部署にフィードバックし、それぞれの施策に活用されている。 ②環境リスク初期評価については、平成29年度までに358物質について評価を取りまとめ、公表している。評価結果について、必要に応じて関係部局等に情報提供することで、環境を経由した化学物質による影響の未然防止に寄与している。 ③EXTEND2016に基づき選定した内分泌かく乱作用に係る評価対象物質について有害性評価を行い、当該物質のリスク評価・リスク管理の手法の検討に向けて、有用な知見を得た。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査では、調査における参加者の追跡率を高値で維持し、データ解析を行うための化学物質の分析も順調に進めているところ。着実に調査の解析に必要なデータの蓄積や分析が進むことで、調査の効果的な実施に繋がり、ひいてはこれらが次世代育成に係る健やかな環境の実現に寄与している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	①今後も引き続き省内関連部署から調査の要望があった化学物質について、着実に一般環境の残留状況を調査する。 ②環境リスク初期評価については、引き続き、関係課室の要望を踏まえて化学物質の初期評価を実施する。 ③今後も引き続きEXTEND2016に基づき選定した内分泌かく乱作用に係る評価対象物質について有害性評価を行い、当該物質の適切なリスク評価・リスク管理に向けて、その手法の検討に資する有用な知見を得る。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査については、引き続き着実な調査の実施と計画的な化学物質の分析を進める。また、調査の進捗に応じて収集・分析したデータから得られた成果を社会に還元する。
		【測定指標】	①化学物質対策に係る各種施策を行う上で、必要となる基礎データの提供状況について測定可能な指標として、今後も引き続き「化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数」を指標とする。 ②環境リスク初期評価については、引き続き、環境リスク初期評価実施物質数とする。 ③引き続き、EXTEND2016に基づき、化学物質の内分泌かく乱作用について文献調査等を踏まえて選定した評価対象物質の選定数を指標とする。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査については、調査参加者の追跡率と化学物質の分析の実施状況を測定指標とする。

学識経験を有する者の知見の活用	①化学物質環境実態調査については、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。 ②環境リスク初期評価に関しては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。 ③化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会において専門的な検討をいただいているところ。 ④エコチル調査企画評価委員会等において、本調査の企画、実施内容の評価及び本調査の成果を国際貢献につなげるための国際連携の方向性等について、検討を行っていただき、今後の調査実施に反映している。
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	①平成29年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第23回)資料2-3) ②化学物質の環境リスク評価(第16巻) ③「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2016」に基づく取組について(中央環境審議会環境保健部会(第39回)資料6) ④参加者ステータス集計表(コアセンター作成)、エコチル調査の進捗状況(平成29年度第2回エコチル調査企画評価委員会資料3)
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 瀧口 博明 環境リスク評価 室長 笠松 淳也	政策評価実施時期	平成30年6月
-------	----------------------------	--------------------	----------------------------------------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-30)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理					
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく、化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性のある化学物質については、血液・尿のモニタリングにより、人体へのばく露量を継続的に把握する。さらに、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。					
達成すべき目標	①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。⑤人の血液・尿のモニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	728	709	765	826
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	728	709	765	
執行額(百万円)	693	693	717			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	○
		-	61	131	73	25	134	517	
		年度ごとの目標値	/	40	40	40	40	40	
	②有害性評価困難な化学物質の試験法の開発を実施及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供	基準値	実績値					目標値	○
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	
		試験法の調査・検討	調査・検討	調査・検討	試験法案の作成	試験法の比較検討	試験法の比較検討	標準化のためのデータ提供	
		年度ごとの目標値	/	-	-	試験法案の作成	課題抽出、試験法案の検討	課題への対応の検討、試験法案の改善	
	③PRTR対象物質の環境への総届出排出量・移動量(トン)の把握	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		-	377,048	383,713	375,384	375,924	集計中	-	
		年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	
	④化学物質アドバイザーの派遣数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	×
		-	28	27	24	23	17	-	
年度ごとの目標		/	-	28	27	24	27	/	
⑤化学物質の人へのばく露量モニタリング調査の対象となる化学物質数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○	
	-	68	68	69	69	51	-		
	年度ごとの目標	/	68	68	69	69	調査計画の見直しのための検討を実施		/

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠)</p> <p>①平成29年度に化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数は年度ごとの目標値の50物質を上回っていない。平成29年度までの累積実績値は483物質であり、累積目標値の300物質を上回っており、累積目標を達成している。</p> <p>②平成29年度には、水中での毒性試験が困難であり有害性の評価が難しい難水溶性の物質に関して、Passive dosing手法を用いた実験的検討を行い、従来の手法との結果の比較検討を行った。Passive dosing手法の有効性に関する一定の結果が得られ目標を達成している。</p> <p>③PRTR制度については、事業者の化学物質管理の自主的改善と環境汚染の未然防止に向けた集計・公表を着実に実施しており、対象物質の環境への排出量・移動量は長期的には減少傾向にある。一方で、近年では前年度比で排出量・移動量が増加した年もあることから、引き続き取組を継続していく必要がある。</p> <p>④化学物質アドバイザーについては、地域のリスクコミュニケーションの促進を支援する観点から本制度の周知に努め、平成29年度においては平成28年度とほぼ同水準の派遣状況となった。</p> <p>⑤化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、平成29年度に調査計画の見直しのための検討を行うとともに保管試料を用いて51物質の分析を行っており、目標を達成している。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>①化審法に基づき、毎年度スクリーニング評価を着実に実施している。</p> <p>②難水溶性の物質や揮発性の高い物質など、毒性試験を行うのが困難な物質に対する試験手法の検討及び従来法との結果の比較を毎年実施しており、正確な有害性評価に貢献している。</p> <p>③PRTR制度に基づき、対象物質の環境への総排出量・移動量を集計・公表することで、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進及び化学物質分野の取組推進に向けた基礎データとして活用されること等による環境の保全上の支障の未然防止に貢献している。また、身の回りの化学物質の排出量・移動量の把握により、国民等がリスクコミュニケーションの重要性を認識することができる。一方で、より一層の排出量・移動量の抑制に向けた対策が必要である。</p> <p>④化学物質アドバイザーについては、PRTR制度により化学物質の排出量・移動量を国民等が把握できるようになっていることを踏まえて、地域のリスクコミュニケーションの促進の支援に貢献している。一方で、化学物質アドバイザーの派遣数については大きな増加は見られないので、より一層の周知が必要である。</p> <p>⑤化学物質の人へのばく露モニタリング調査においては、人体へのばく露量データの収集・解析・公表を通じ、化学物質に関する国民の理解を深めることに寄与している。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>①化学物質のリスク管理を推進するため、化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を着実に進めていく。</p> <p>②有害性の評価を行うのが困難な物質に対し、引き続きその試験手法の検討・比較を行っていく。</p> <p>③PRTR制度による化学物質管理の実効性を担保するため、平成30年度のPRTR制度の見直しを踏まえ、引き続き、排出量・移動量の抑制に向けた取組に努める。</p> <p>④リスクコミュニケーションのより一層の推進を図るため、引き続き、化学物質アドバイザーの制度の周知に努める。</p> <p>⑤化学物質のリスク管理を推進するため、引き続きばく露モニタリング調査のデータ収集・解析を行い、化学物質に関する国民の理解の促進に努める。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①引き続き、化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数を測定指標とする。</p> <p>②引き続き、有害性評価が困難な物質に対する試験法の比較検討を着実に進める。</p> <p>③事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果を把握するため、引き続き、化管法第一種指定化学物質の届出排出量を測定指標とする。</p> <p>④引き続き、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標とする。</p> <p>⑤化学物質の日本人の体内中の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得るため、平成29年度に見直した調査計画を基に、化学物質の人へのばく露モニタリング調査の進捗を目標として設定し、国民の理解の促進を図る。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>①厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会（食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会科学部室調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質小委委員会）において、有識者の審議を踏まえて生態毒性に関する有害性クラスを付与している。 ②試験結果の比較検討は、国立環境研究所等の有識者の知見を踏まえて行っている。 ③有識者の知見を踏まえて洗い出した論点について、今後、環境省、経済産業省の合同検討会を設置して議論していく予定である。 ④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、専門家による検討会を設置し、調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。</p>
------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>②化学物質排出把握管理促進法の見直しに関する検討会報告書</p>
----------------------------------	-------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>環境安全課長 瀧口 博明 環境リスク評価室 長 笠松 淳也 化学物質審査室長 新田 晃</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成30年6月</p>
--------------	---------------------------------------	----------------------------	----------------------------------------------------------------------------	-----------------	----------------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-31)

施策名	目標6-3 国際協調による取組					
施策の概要	化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、PIC条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約)、水銀に関する水俣条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングすると共に、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	451	527	604	740
		補正予算(b)	-1	-1	-1	0
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	450	526	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	425	466	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	①POPs条約対応のため残留状況を測定した物質数(候補物質も含む。)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	○
		-	10	15	16	16	14	16	
	年度ごとの目標値	/	12	12	12	12	16	/	
	②途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		27年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	○
		0	-	-	0	2	4	10	
	年度ごとの目標	/			0	2	4	/	
	③GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	-
177		154	160	180	177	150	177		
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		

評価	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施したPOPs条約対象物質及び候補物質数の実績値(直近5年間の合計値)が、選定要件より設定した目標値を上回っているため。 ②水銀対策について、新たに水銀含有廃棄物処理に関するJICAの民間連携事業1件の採択に貢献したほか、UNEP-IETCの世界水銀廃棄物アセスメントの実施を支援した。 ③化審法、化管法等においてリスクが懸念されている物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施した。
	施策の分析	①POPs条約の有効性評価に資するため、国内実施計画に基づき国内のモニタリングを行うとともに、東アジア地域におけるPOPsモニタリングを実施し、各国との協力体制の構築に貢献した。 ②水銀実態調査の実施、日本の水銀対策技術の国際展開等を通じた水銀に関する水俣条約の効果的な実施に向けた各国との連携を進めた。 ③GHSに基づく環境危険有害性の分類(再分類を含む)を行い、GHSに基づく事業者のラベル表示・SDS(安全データシート)作成を支援した。

結果	次期目標等への反映の方向性	【施策】	<p>①POPs条約の対象物質の増加に対応しつつ、条約の内容に照らし、条約事務局に提出する有効性評価及び国内の汚染状況の把握のため、POPsモニタリングを今後も継続して行う。</p> <p>②我が国が持つ技術・知見等のリソースの把握・活用を進め、各国に対する水銀に関する水俣条約の締結促進並びに、自国の実態評価及び対策の実施の推進に資する取組を国際機関等とも連携して行う。</p> <p>③国連GHS文書は2年毎に改定されているところ、常に最新の分類基準に基づいたGHS分類を今後も継続して行う。</p>
		【測定指標】	<p>①今後も引き続き、「化学物質環境実態調査のあり方について」の調査対象物質選定要件に基づいて残留状況を測定する物質数を指標とする。</p> <p>②相手国の内部手続き、我が国との会計年度の違い等により案件形成のタイミングがずれるケースもあるが、世界の水銀対策を推進する目的から、今後も引き続き、「途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数」を指標とする。</p> <p>③今後も引き続き、最新の情報に基づきGHS分類(再分類を含む)を実施した物質数を指標とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>①POPs条約対応のため、「POPsモニタリング検討会」、「新規POPs等研究会」を実施し、その検討結果を取組に反映させている。</p> <p>①SAICM国内実施計画に基づき、「化学物質と環境に関する政策対話」を実施し、学識経験者、市民、事業者、行政学識経験者等の様々な主体による意見交換を行っている。</p> <p>②水銀に関する水俣条約については、「水銀モニタリングに関する国内検討会」を通して、条約の効果的な実施に向けた知見のインプットを行っているほか、途上国向けのワークショップにおいて有識者による講義を取り入れている。</p> <p>③GHS分類に関して、毎年国連で開催されているGHSに関する会合に参加した学識経験者から最新の情報を入手し、取組に反映させている。</p>
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①「化学物質環境実態調査のあり方について」(化学物質環境実態調査のあり方に関する検討会) 平成29年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第23回)資料2-3)</p>
---------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	環境安全課・環境保健企画管理課水銀対策推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 瀧口 博明 水銀対策推進室長 西前 晶子	政策評価実施時期	平成30年6月
-------	------------------------	--------------------	-----------------------------------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-32)

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策					
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	551	531	481	467
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	551	531	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	321	400	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 A事案区域等における環境調査等件数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	
		-	4	3	5	6	10	-	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	
-		150	149	149	147	147	-	-	
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ・A事案区域における環境調査等件数:地権者からの要望に基づき適切に環境調査等を実施し、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図った。 ・医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業):茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸に起因すると考えられる健康影響については、その健康不安の解消等に資することを目的として、緊急措置事業を実施した。
	施策の分析	・A事案区域等の環境調査等に関しては、地権者の要望に基づいて実施しているところであるが、土地改変の内容を地権者と十分調整した上で、効率的な調査の実施に努めている。 ・茨城県神栖市における緊急措置事業については、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について、専門家による検討を行っている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・A事案区域等の環境調査等に関しては、引き続き地権者からの要望に基づき適切に実施する。 ・茨城県神栖市における緊急措置事業については、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について専門家による検討を行うこととしている。 【測定指標】 ・引き続きA事案区域等における環境調査等件数、医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)とする。

学識経験を有する者の知見の活用	「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」及び「ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会」において、今後の方向性等について評価をいただいたところ。
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「ジフェニルアルシン酸(DPAA)等のリスク評価第4次報告書」(神栖市緊急措置事業)
---------------------------	--------------------------------------------

担当部局名	環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期
-------	----------	--------------------	----------